

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,716 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 873,781 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和3年度 決算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国庫支出金	道支出金	地方債				
民 生 費	社会福祉費	379,161	151,376	51,060		44,641	132,084	25,845	
	老人福祉費	49,977		3,736		25,171	21,070	4,123	
	児童福祉費	149,976	93,673	9,923		9,157	37,223	7,284	
	小 計	579,114	245,049	64,719		78,969	190,377	37,252	
衛 生 費	保健衛生費	294,667	40,514	3,348	16,800	52,763	181,242	35,464	
合 計		873,781	285,563	68,067	16,800	131,732	371,619	72,716	

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。